

ドイツの宗教団体の自律性（自己決定権）

清水 望
（早稲田大学名誉教授）

はじめに

ワイマール憲法の「教会」条項は、ボン基本法第一四〇条によって継承されたが、宗教団体は、「すべての人に適用される法律の制限の範囲内」で自ら「固有の」事項を独立に処理し、管理する」（第一三七条三項一文）権利を有し、さらに「宗教団体は、国または（市民的）市町村の協力なしに役職を授与する」（二文）権利を有する。この規定によって、各宗教団体、とくに教会は、いわゆる「自己決定権」を保障されている。二文も、一般的に保障された「自己決定権」の重要な事例である。⁽¹⁾この「自己決定権」をめぐる問題は多岐にわたり、さまざまな論議が展開されてきた。ドイツの主要な宗教団体である福音主義教会およびローマ・カトリック教会は、いずれも「固有の」の裁判権が認められている。もとよりローマ・カトリック教会は、歴史的に連続として続いてきた長い伝統をもっているが、福音主義教会の歴史は比較的に浅い。いずれにせよ教会のとつた法的行為について、国の裁判所が「司法的」解決をはかるまえに、まずその先決問題として、教会法上の問題として対応しなければならぬ。⁽²⁾つまり教会内部で処理しなければならない。教会には「固有の」事項を独自に形成することが保障されているからである。他方、「すべての人に適用される法律」を尊重するように拘束されている。教会といえども世俗的世界に

営為する存在であるからである。このため教会の事項に関する国の裁判権の範囲についても争われてきた。「教会の自律性」を保持するうえで、役職の授与が保障されているが、役職者の服務関係に係わる争訟が国に委譲された事例があるが、教会の裁判権と国の裁判権とが競合する可能性は現在のところ僅かである。国の裁判権が教会の職権に対し、少なからず自制しているから当然のことといえる⁽³⁾。

A・F・v・カンペンハウゼン Axel Frhr. von Campenhausen も言うように、「信教の自由」および「国家と教会の分離」とともに教会、とくに「宗教団体の自己決定権」は、ドイツ国家教会法秩序Vの第三の支柱として重要視されている⁽⁴⁾。彼は、M・ヘッケル Martin Heckel の言葉を引用して、「この国家教会法の『Jex regia』は、ワイマール「ライヒ」憲法によって導入された教会政策体系の核であり、中心である」としている⁽⁵⁾。本報告のテーマは、「宗教団体の自律性」であるが、J・リストル Joseph Listl および D・ピアンソン Dietrich Pirson 編著『ドイツ連邦共和国国家教会法ハンドブック』第一巻(一九九四年・改訂第二版)「以下、単にハンドブックという」のなかで、ヘッセがその論考「教会および宗教団体の自己決定権」で言及しているように、「自律性」(Autonomie)という用語は、かつて裁判所で用いられたこともあるが、一般には「自己決定権」(Das Selbstbestimmungsrecht)なる用語が使用されている⁽⁶⁾。この教会、とりわけ宗教団体の自己決定権は、一八四八年プロイセン憲法第一二条に規定されて以来、ドイツ国家教会法の〈確固たる構成要素〉になっているが、この法規は現在、国家と教会ないし宗教団体の関係の法的秩序の基本要素の一つである⁽⁷⁾。二文については、少しく触れたが、問題が多岐にわたり、その全貌を明らかにすることはきわめて困難である。本報告では一文を中心に述べることにしたい。

第二次大戦後、まず宗教生活に多様な変化がみられた。それは宗教人口の変化にみられる。一九六一年当時の連邦共和国(旧西ドイツ)住民の九四・六%が福音主義教会もしくはカトリック教会に属していた。⁽⁸⁾一九六七年に開催されたフランクフルトの国法学者大会では、こうした状況を背景にして、「基本法のもとにおける教会」をテーマにして、M・ヘッケルとA・ホラーバツハ Alexander Hollerbachが報告を行っている。その際、人口の九五%が二つの大教会のいずれかに属していることが前提になっている。⁽⁹⁾しかしながらヘッセは、一九六五年、「現在の社会的変革の推移の過程でキリスト教信仰および教会生活は、特定の勢力により個人的かつ社会的な生活にとって好ましくない影響を受けている」ことを明確にした。⁽¹⁰⁾すでに当時、ヘッセは、K・ラーナー Karl Rahnnerとともにドイツで「キリスト教的過去とキリスト教的な弁護者」とともに(異教者集団)とでも言うべき宣教師団(彼らの中には「若者セクト」ないし「若者宗教」と呼ばれる集団もいる)の台頭を認めざるを得なかった。⁽¹¹⁾このような異教者集団の台頭にたいし、既存のキリスト教社会は、その中核をなす若者の心を十分に捉えきれなかったからであろう。ともあれ当時の教会の状況に若者が不満を抱き、少なからずインパクトを与えたことは想像に難くない。しかしそれが伝統的なキリスト教社会を根底から揺るがすほどのものであったのか、あるいは既成教会の状況に警醒を促す程度にとどまったのか、逆に、彼らはキリスト教の社会的評価を適切に理解していたと言えるであろうか、論議の分かれるところである。⁽¹²⁾

一九九二年一月三十一日に、旧連邦の諸ラント(ベルリンを除く)で、人口の八一%が兩大教会の一つに属していることが明らかにされたからである。⁽¹³⁾一般人の日々にとって教会の意義およびその説教をとおしての宣教活動は、新ドイツ的なものであった。教會的な社会秩序の受容は、紛れもなく後退している。あらゆる生活領域で(世俗化)⁽¹⁴⁾が急速に進められたからである。(キリスト教のメッセージ)は重要性を失ってきた。人々の日常生活に

たいする教会の拘束力は緩められ、キリスト教及び教会に対するあからさまな敵意に、往々にして屈してしまうかのような状況が呈せられた。キリスト教の聖職者のみならず、一般信徒にとつて——プロテスタントたるカトリックたるを問わず——、由々しき事態が見られた。こうした状況が、一九九〇年、両ドイツ国の統合によって促進されたことは紛れもない事実である。

両ドイツの統一は社会生活に大きなインパクトを与えたが、統計年報によると、全ドイツで一九九四年現在、この国に住む人々のおおよそ七〇%が、両大教会のいずれか一方の教会に属していることが明らかにされた。既存の福音主義教会とカトリック教会の影響力には若干の陰りがみられことは否定できないが、統計上の数字も社会状況の推移に敏感に反応し、可変的である。七〇%という数字をいかに評価するか、今後その動向を慎重に見守る必要があるが、いずれにしてもかなりの数字である。ヘッセが、その論考でも述べているように、宗教団体の「自己決定権」は、国家教会法上、依然として重要な意味をもっている(本報告もこれに負うところ大である)。「自己決定権」じしん両大教会にきわめて有利に作用しているが、このような状況を踏まえたくて考察を進めることにしたい。

二 宗教団体の「自己決定権」の法的基盤

I 基本法上の保障

ボン基本法第一四〇条に編入されたワイマール憲法の「宗教団体」条項は、一般にみられない規制方法をとつた——基本法審議会の妥協の所産である——が完全に△実効的な憲法▽である。他の基本法の条項と比較して次元

の低い段階にあるわけではない。⁽¹⁸⁾ 他の基本法の保障といくらか競合し、部分的に重層し合う諸問題は、段階付けの問題として理解され、解決されているわけではない。それらの問題は、むしろ一方では、この保障の範囲に実質的に係わる問題であり、他方では、ワイマール憲法第一三七条三項に係わる問題でもある。⁽¹⁹⁾

(1) 基本法第九条一項(結社の自由)との関係

教会と宗教団体の多くは、伝統的に公法上の団体である限り、公法上の団体の地位を与えられている。福音主義教会とローマ・カトリック教会は、この国に伝統的に強力な影響力を及ぼしてきた。近年若干陰りをみせているとは言え、両教会が歴史的に大きな特権を享受してきたことは否定できない。公法上の団体である宗教団体は、市民租税台帳に基づきラントの法の規準にしたがって課税する権利を有する(基本法第一四〇条に継受されたワイマール憲法第一三七条六項)ため、両大教会の教会税の課税・徴収権によってその財政的基盤は膨大なものがあつた。国家と教会は原則的に分離しているにもかかわらず、教会と国(州)は協力しなければならない問題、*Res mixtae*⁽²⁰⁾を検討しなければならない。ともあれ国(州)によって規律され教会税は国と教会との共通の事項になつている。

もとより教会と宗教団体の目的ないし任務は、世俗的共同体の目的と任務の彼岸に存することのゆえに、一般的な結社の地位はこれに相応するものではないことにならう。歴史的な検討の結果、このことが明らかなるものであるとすれば、ドイツ国家教会法では、「教会」と「宗教団体」が、一般的な私的結社で引用され、指示されることはなくなるであろう。ワイマール憲法も、第三〇条における政府案に含まれているように、自らの教会条項のなかでこのようなモデルを採択することはなかつた。⁽²¹⁾ このような事由から、リストルも指摘しているように、基本法第九条一項が、直接的にも、間接的にも「教会」と「宗教団体」に適用されることはありえない。⁽²²⁾ ともあれ基本法第九条に保障された「結社の自由」の地位を与えられた団体と異なつてゐる。「自己決定権」の憲法的基盤——場

合によって、補完的に——として、基本法第九条一項が考慮されることはないとする説が有力である。⁽²³⁾

(2) 基本法第四条一項と二項(「信教の自由」との関係

「信教の自由」は、今日広い意味で、教会と宗教団体の「自己決定権」の宗教的「核心」を確保するものである。自らの「固有の事項」を国から独立して自由に「処理」し、「管理する」保障は、教会、とりわけ「宗教団体」の宗教生活と活動の自由(基本法第四条二項)の任務を遂行するうえで、不可欠な、組織や規則の定立、管理の規制を認めさせるために必要な、法的に独自の保障として「信教の自由」の確保を完全なものにしている。一九六五年一月四日の連邦憲法裁判所第一部判決でも、本条は、一般的な信教の自由として見なされ、その限りにおいて、団体の権利としても信仰、信仰告白および祭儀挙行の保護のみならず、団体の基本権として宗教団体の任務に直接、間接に有用な活動(宗教団体結成の自由を含む)⁽²⁴⁾を包含するものと解する。

ここで想起されるのは、さき引用した一九六七年に開催されたフランクフルトの国法学者大会におけるM・ヘッケルおよびホーラーバツハの報告とそれをめぐる討論である。教会および宗教団体の自由を基本権上の理解と制度的な理解とに区別することで、この信教の自由の(解釈)拡張の基盤とその問題性の根源が認められる(M・ヘッケル)としても、⁽²⁵⁾それでは十分とはいえない。というのはそれはホラーバツハが正当に主張しているように、⁽²⁶⁾憲法上の自由に対立するものではなく、明確にするものに過ぎないからである。これはヘッセも言うように、程度の差こそあれ、主観的権利の要素だけでなく、客観的秩序の要素をも含むからである。⁽²⁷⁾彼によれば、「信教の自由」が、⁽²⁸⁾▲国の宗教的かつ世観的中立性の保障▼として「制度的」性格を帯びるように、宗教団体の「自己決定権」は、教会と宗教団体の主観的自由権を含むものである。法的に保障された自由の「基本権上の」また「制度的な」局面は、相互に密接な関係にある。それらはこの自由の価値を相互に孤立させるものでもない。いわんや相対立させるもの

でもない。むしろ二つの保障の実質的な法的範囲の問題が重要な意味をもってくる。これは、すでに、ワイマール憲法のもとでG・アンシュッツ Gerhard Anschütz が指摘したように、「信仰の自由」および「信仰告白の自由」が個人の信仰、信仰告白の自由として、さらには団体の基本権の形成においても(妨げられることのない宗教的行爲の保障)として、最近の基本権の歴史において、「信教の自由」として理解された。その限りで規定することも比較的容易に行われた。⁽²⁸⁾

今日の理解によれば、(世俗的な自由主義的な国家)により基本法第四条一項と二項において「宗教」及び「世界観」の自由が承認されたことは教会及び宗教団体のすべての生活と活動を包括することになるが、その保障は、(国家教会法秩序の包括的な基盤の保障)となるであろう。⁽²⁹⁾

II 州(ラント)憲法上の保障

統一後、ドイツ諸州(新ラントを含む)の諸憲法は「国家と教会との関係」に関する規定を含んでいる限り、⁽³⁰⁾これら憲法はいずれもワイマール憲法第一三七条三項との関連で同様に「自己決定権」を規定している。⁽³¹⁾部分的に全く同じ文言か、ほぼ同じ文言で規定している。また僅かな修正を付して規定している憲法もある。⁽³²⁾

III 条約法上の保障

「自己決定権」の憲法上の諸保障には、国の教会に対する関係において、一般に条約法上の保障がみられる。ラ

イヒ政教条約第一条二項において、ドイツ国は、カトリック教会法を承認している。「すべての人に適用される法律の制限の範囲」内で、「自らの」事項を処理し、管理し、かつその権限の範囲内でその教会員のために拘束力を有する法律と命令を発する。類似の諸規定は、新たな福音主義教会条約のなかにも見られる。⁽³³⁾

三 「自己」決定権」の担い手

I ワイマール憲法第一三七条三項の意味における「宗教団体」

ヘッセによれば、ワイマール憲法第一三七条三項の意味における「宗教団体」が「自己決定権」の担い手になる。今日、「宗教団体」は、一般に用いられている専門術語によれば、アンシュッツの言うように、ある領域（ラント、ラントの一部、いくつかのラント、ライヒ領域）に適合するように同一の信仰告白を信じる人々が「共通の信仰箇条」によって提示されている任務をあらゆる面から遂行する」ために集まった「団体」である。ここで区別しなければならぬのは、「あらゆる面から遂行する」(allseitigen Erfüllung) という標識を欠如している「宗教的な結社」⁽³⁴⁾ 社団ないし団体」である。

II 公法上の宗教団体

ワイマール憲法第一三七条三項の意味における「宗教団体」が、実際には公法上の宗教団体であることは事実で

ある。他方、宗教団体と区別される「宗教的な結社」(religiöse Vereine und Gesellschaften)は、ワイマール憲法第一二四条一項三文により、「結社の自由」によって保護される結社ないし団体であっても、ワイマール憲法第一三七条三項の意味における宗教団体ではない。この考え方はアンシュッツの説を踏襲するもの(たとえば上記のハンドブックのなかでもヘッセの論考や後述のユリーナの論考)であるが、これを支持する説は今日なお有力である。⁽³⁵⁾

しかも教会の領域では、このように理解された教会と法的に独立した支部も含まれる。連邦憲法裁判所の裁判によれば、「自己決定権」は、法形式にかかわらず特別な方法で教会に取り込まれたすべての施設にも認められる。教会が、自らの「固有の事項」の「処理」および「管理」の範囲において、その自己理解(Selbstverständnis)(最近では一九九一年二月五日の連邦憲法裁判所の判決で言及されている)⁽³⁶⁾により、その目的ないし任務に対応して、この世俗の世界で教会の任務を承認させ、充実させる責務を負うのは基本的には自由である。⁽³⁷⁾ドイツ国民の多くが現在なお、公法上の宗教団体である両大教会のいずれか一方に属しているが、「宗教団体」じしん概念は広く解され、「自己決定権」の担い手は公法上の団体に限られない。

Ⅲ 私法上の宗教団体およびその他の宗教団体

先に引用したハンドブックのなかで、J・ユリーナ Josef Jurina が、その論考「私法上の地位を有する宗教団体」で、連邦憲法裁判所の判決も論文における支配的学説でも認めているように、ワイマール憲法第一三七条二項との関連で基本法第一四〇条に保障されている「宗教団体結成の自由」の権利も、基本法第四条一項および二項に

よる「宗教の自由」の基本権に包摂されるとする。「宗教団体結成の自由」は、宗教的な確信の共通の活動を遂行するために宗教団体に結集する、制限を受けることのない基本権を保障する。それゆえ私法上の宗教団体およびその他の宗教団体も「自己決定権」の担い手になりうる。したがってこの「宗教団体結成の自由」条項は、基本法第九条にたいする特別な規定を定めるものである。このようなことは、あらゆる範囲で私法上の法的地位を有する宗教団体にも確認される。⁽³⁹⁾この私法上の宗教団体は、国法秩序の枠内において私法的な人格を有する法的組織をもつことになるが、私法上の宗教団体を創設する権利は、基本法第九条によってではなく、すべての宗教団体と同じように基本法第四条によって保障される。基本法第九条は、宗教団体結成の自由を何人にも保障するのではなく、ドイツ人へのみ保障するものである。これにたいし基本法第四条は、外国で生まれた宗派のドイツ人以外の信徒による宗教団体の創設も保障することになる。⁽⁴⁰⁾ここでも当然に顧慮されなければならないのは、宗教団体結成の自由は、もっぱら宗教団体のすべての標識を明示する団体の創設を保障するということである。

ここで公法上の宗教団体と同じく私法上の宗教団体も、同一の信仰告白を信じる人々が「共通の信仰箇条によって提示されている任務をあらゆる面から遂行する」ために集まった「団体」であることが確認されなければならない。アンシュツツ的な考えがそのまま踏襲されている。他方、ある連合がたとえ宗教的に特定の目標または目的の設定を（部分的）に掲げる場合には、その限りにおいて、その連合結成の保護は、基本法第四条に基づくのではなく、基本法第九条に基づくことになる。⁽⁴¹⁾

連邦憲法裁判所の裁判によれば、問題になるのは、教会および宗教団体の宗教生活および活動の自由に、この任務の擁護に不可欠な組織、法定立および管理を規律する自由を付与する必要にして、同時に法的に独立した保障である。⁽⁴²⁾

これらの宗教団体、とくに教会の「自己決定権」の内容については今日、基本的な争点はない(通説的な見解であるが、後述のように事項によっては異論がないわけではない)。連邦憲法裁判所の裁判においても、国は、「自己決定権」によって教会および宗教団体を「その性質上、国から独立し、その権限も、国に由来しない」制度として認めている⁽⁴³⁾。

他方、その団体が形式上、権利能力を取得したか否かに係わりなく、また法的形式を整えなくてもすべての宗教団体に「自己決定権」が認められる(E・フィッシャー)とする説もある。彼によれば、いかなる宗教団体(Jede Religionsgesellschaft)も「自己決定権」を有する⁽⁴⁴⁾。最近のドイツの宗教生活の変化は認めるとしても、S・ムツケル Stefan Muckel)によれば、宗教的な理由から形成される個々の人間の単なる集合体は、「自己決定権」の担い手としての「宗教団体」ではない⁽⁴⁵⁾。また新興の(宗教的な)団体とも区別されなければならない。そのような団体が、「自己決定権」の担い手になり得るかは疑問である。「共通の信仰箇条」を掲げても、他の目的を実現するための方便で、見せかけにすぎないとするならば、「自己決定権」の担い手である宗教団体であるとは言えないであろう。

また連邦憲法裁判所およびその裁判に従った支配的学説も、広い範囲で教会の諸施設および諸連合に「自己決定権」を認めている。この「諸施設は、教会の自己理解により自らの目的ないし課題に応じて、この世俗世界で教会の任務を代表し擁護し、遂行する⁽⁴⁶⁾」ことが前提になっている。ここから出発して連邦憲法裁判所は、たとえば、教会設立の病院が「経営法規制法」(Betriebsverfassungsgesetz)の適用を除外させている⁽⁴⁷⁾。

四 宗教団体の「自己決定権」の対象とその内容

要請しているものでもない。「固有の事項」は、純粋に実質的に規定されなければならない。「固有の事項」の決定の唯一の規準は、「事柄の性質」(der Natur der Sache)にかかわるものであり、それぞれ宗教団体自らの「固有の事項」の目的に関連するもの(Zweckbeziehung)であるか、その目的を規定するもの(Zweckbestimmung)である⁽⁵¹⁾。このような基盤に基づいて、エバースは、まず事項の目的を規定するものにしたがって、アンシュッツが宗教団体の固有の事項として述べたものと本質的には同じ項目を、より明確に識別し、若干拡張してとりあげたのである⁽⁵²⁾。

(2) 基本法下の解釈

これらの見解は、今日の文献でも表明されている。実際には、当然のことながら連邦憲法裁判所の裁判が重要な意味をもっている。ヘッセの指摘しているように、一九六五年二月一七日の連邦憲法裁判所の判決は、連邦憲法裁判所法第九〇条一項の意味における公権力は、純粹に教会内の措置を含まないとしたが⁽⁵³⁾、この判決はエバース説に結びついている⁽⁵⁴⁾。教会と国との間に協定が締結されていない限り、実質的に「事柄の性質または〔宗教団体の〕目的を規定するものにより教会〔宗教団体〕の固有の事項であると解されるもの」が問題視される⁽⁵⁵⁾。

広義の「宗教の自由」と「自己決定権」との間の緊密な関係に徴して、連邦憲法裁判所は、その後の裁判で別個の方法を講じた。ワイマール憲法第一三七条三項の意味で「固有の事項」として性格づけられるための規準は、教会ないし宗教団体の「任務」であり、「自己理解」である。ワイマール憲法第一三七条三項一文の意味における「処理」および「管理」は、すべての「固有の事項」を特別な教会秩序の視点より、すなわち教会の「自己理解」の基盤に基づいて法的に形成しうる教会の権利である⁽⁵⁶⁾。このため、連邦憲法裁判所の裁判によれば、いかなる教会の基本義務が規定されるかは、その「自己理解」により、教会により承認された規準にしたがって方向づけられ

る。他方、各個別の教会の諸施設の見解には依拠せず、広範な教会員のグループの見解にも、個々の協力者の見解にも依拠することはなかつた。⁽⁵⁷⁾「自己理解」という用語は、連邦憲法裁判所の判決のなかでもしばしば用いられるようになったが、可変的な概念であるため、その国法上の解釈の意義について問題なしとしない。⁽⁵⁸⁾場合によっては起こり得る教会の「自己理解」の変化も、国の法秩序によって尊重されなければならないものとされた。⁽⁵⁹⁾

この裁判が、自らの判決のなかで展開したのは、教会のディアコニアおよびカリタス活動のための施設の「自己決定権」の担い手に係わる典型的な問題であり、それは基本法の掲げる「社会国家」において、今日の社会組織に広範に導入されたものである。そこでは「教会活動」と「国の活動」とが重層し、競合し合う状況がみられた。⁽⁶⁰⁾すでに述べたように、ワイマール憲法第一三七条三項の実効性の範囲の領域で——ここでも教会の「自己理解」の規準にしたがつて——、組織的な構成体ないし施設（それは伝統的な意味における「宗教団体」ではない）に拡張されるだけでなく、すなわち「自己決定権」に認められる実質的な広がりによっても、この裁判は、大きな実践的な意味をもっている。その限りにおいて、「自己決定権」は、教会の基本的任務に由来するディアコニア活動の任務の遂行に係わるすべての措置を含むものであった。たとえば、組織上の有利な条件、〔役員〕人事の選出、これらすべての諸決定と不可離に結びついた、教会の「自己理解」の意味における活動の（宗教的な次元）を確保するための配慮などがそれである。

これによって新たな憲法裁判は、基本法の国家教会法体制⁽⁶¹⁾における教会および宗教団体の「自己決定権」の内容及び範囲を実効的に根拠づける方策を打ちだした。今日の諸論考でも引用されているアンシュッツの理論、すなわち、ワイマール憲法第一三七条三項一文それじしんが教会及び宗教団体の「固有の」事項がいかなるものであるかを規定し、その結果、自らの「固有の事項」の概念の内容は、解釈によって確定されるという説は、基本法

上の国家教会法体制の範囲では、このような規制は、——必然的に——存在しないため、それを解釈によって確めることはできない。ワイマール憲法第一三七条三項は、すでに述べたように、〈宗教的な任務〉と〈世俗的な任務〉との原則的な区分の表明でもある。基本法は、この規定によって、△宗教的かつ世界観的に中立的な国家▽の任務の彼岸にある任務を擁護する余地を認めているが、本質的には国によって構成された共同体の生活のためと見なされている。国はこの任務がいかなるものであるかを決定しない。国がこれを決定するならば、国は自己矛盾に陥ることになる。というのは、国が教会および宗教団体の任務について判断を下すとすれば、国は、教会および宗教団体の独自性を否認し、教会および宗教団体の自由の保障の任務をすでに出発点で喪失させてしまうことになるからである。規制されていないものは、解釈でも確定することはできない。⁽⁶³⁾

ヘッセの指摘するように、従来の連邦憲法裁判所の裁判で継承されたエバースの方式以外のものが問題になることは殆どなかった。その判決によれば、実質的に、「事柄の性質」に係わるものであれ、または各教会の目的を規定するものであれ、教会じしんの「固有の事項」として見なされるか否かにかかっている。いかなる論議の問題性をもまったく度外視するならば、この方式の基本的な前提は、「事柄の性質」により影響を受けることになる。国の領域にも教会の領域にも、実質的・客観的に支配する法的状況が存するとすれば、〈宗教的な活動〉と〈世俗的な活動〉との原則的な区分に徴して、一つの同意が得られる場合に限られ、もし同意が得られなければ存在しないという矛盾に逢着する。したがって国と教会との実際のな共存のため諸規準の展開される過程で相対立すると、これに関連して、この方法は拒否せざるをえなくなる。それでも「固有の」事項に関連する説がその問題への回答を与えられなければならないとすれば、その際、何人かの見解が重要視されることになる。「事柄の性質」も「宗教団体の」目的の設定も回答を含むことはなくなるであろう。⁽⁶⁴⁾

したがって憲法が教会および宗教団体の「固有の」事項の内容と範囲を規定しない場合、この問題を明確にするために、たとえばそこで前提される「客観的な法的状態」が重要な規準でない場合でも、国の機関、とくに立法機関による規定のみが考察の対象になることもある。または教会と宗教団体じしんを理解するうえで規準が考察の対象になることもある⁽⁶⁵⁾。

ともあれ、基本法第四条一項及び二項のほか〈宗教上性格づけられる法概念の解釈〉規準に係わる問題が提起されることはない。〈客観的な解釈〉を可能にする視点が明示されるか否か、またはその団体の「自己理解」が重要な意味をもつか否かが問題になる⁽⁶⁶⁾。

Ⅲ 「自己決定権」の内容をめぐる争点

いくつかの裁判所(さらには散発的に論文でも)は、宗教団体の「固有の事項」について特定された理解を得ようと努力している。

1 具体的論点

すでに提起された批判のなかで「J・ヴィーラント Joachim Wieland は、ワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で基本法第一四〇条により保護される「事項」の範囲をそれぞれの宗教団体の「自己理解」に徴して判断を下している連邦憲法裁判所——裁判及び論文における支配的見解に対応している——に批判的態度をとっている。それは憲法の本文に基づくものではなく、国家と教会との関係について予め抱かれた理解を示している⁽⁶⁷⁾。彼は、「ワイマール憲法第一三七条三項と基本法第四条との両規範の構造にみられる基本的な差異はとくに重要である」

とし、「基本法第四条は、個人または教人の宗教の領域で個人の自由の余地を認めるものであるが、ワイマール憲法第一三七条三項は、国法のために宗教団体の法定立および管理の機能を拘束的に枠付けし、これを根拠づけるものである」として述べている。彼によれば、裁判所は、基本法第四条とワイマール憲法第一三七条三項との間の構造的な差異を誤解している。基本法第四条に対して、宗教団体の「自己決定権」は、まず「自由権」として理解されるのではなく、「国家」と「宗教団体」とを規制する（権能の枠付け）をするものである。⁽⁶⁸⁾ その「処理」及び「管理」はワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で基本法第一四〇条により宗教団体に保障される宗教団体じしんの領域に係わるもので、ヴィーラントは、国の領域に及ぶことはない、⁽⁶⁹⁾ と解する。それゆえに宗教団体及びその支部（下部組織）の信仰上の教理、祭儀方式、構成及び管理⁽⁷⁰⁾、宗教団体の構成員の権利及び義務、聖職者及びその他の役員の権利関係ならびに教会の財政は、保護の対象になるが、⁽⁷¹⁾ 宗教団体のカリタス活動およびそれに組み込まれる施設は保護の対象にはならない（この後半部分が通説的な見解と異なる⁽⁷²⁾）。そこから出発して、ワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で基本法第一四〇条の意味で「宗教団体」の事項を、宗教団体の「自己理解」とは係わりのない「客観的な概念」として視ることができ、⁽⁷³⁾ とする。ヴィーラントは、方法論的には憲法の本文に依拠して、とくにワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で今日、基本法第一四〇条で保障されている「宗教団体」の「自己決定権」の歴史的發展に注目している。ヴィーラントは、「憲法へ回帰すること」（Rückbestimmung auf die Verfassung）により、連邦憲法裁判所にとられたワイマール憲法第一三七条三項の解釈を修正するよう主張している。⁽⁷⁴⁾

2 「自己決定権」により保護される事項

基本法（憲法）は、この「処理」及び「管理」の概念をもって、「自己決定権」の領域の範囲を限定している。

この保障は、宗教団体が必要とする活動のあらゆる可能性を包含する。同時に公的領域に影響を及ぼす可能性をも含んでいる。したがって教会および宗教団体は、その「自己理解」によって、自らの自由のなかで〈世俗的世界〉に由来しない責任を主張することができる。この意味で、宗教団体に独自の活動を保障している。独自の「処理」の保障によって、教会の法定立に国家が影響を及ぼさないようにしている。教会法の規定の実効力は、先行する議案に左右されることも、国の同意を得る必要もない。独自の「管理」権も、宗教団体について定めている手続き法を含めて、それぞれの任務を遂行する機関の自由な活動を包摂している。自由に役職を配置すること(ワイマール憲法第一三七条三項二文)もこれに属する。このワイマール憲法第一三七条三項における教会の「自己決定権」の部分は、歴史的な根拠からのみ説明される。宗教団体の固有の裁判(権)は、必要な手続き法を含めて、固有の事項を裁判手続きに従って解決する権限を含んでいる。大教会は、この手続きによって固有の裁判権を行使してきた。世俗的領域に属するような教会法が問題になる限り、教会裁判所の決定は国の裁判所の審査に服する。⁽⁷⁵⁾

ワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で基本法第一四〇条の「国教会の禁止」と関連して、「自己決定権」は、先にも触れたように、宗教団体が「その本質上、国から独立し、その権力が国に由来しない」⁽⁷⁶⁾ための基盤となっている。宗教団体の「固有の事項」の詳細な規定は旧来から争われてきている。⁽⁷⁷⁾

今日、ムツケルによれば、「自己決定権」の〈客観的な解釈〉の試みは後退している。⁽⁷⁸⁾彼は、これを当然のこととして⁽⁷⁹⁾いる。宗教団体のみが「自らの事項」に挙げられるものを規定できるといふ見解で一貫している。その限りで、その「自己理解」は重要な意味をもっている。このような視点に立てば、保護領域の可能な限りでの客観的な解釈の規準のもとでは、他のいかなる方途をもつても意味をもたなくなる。

宗教的に中立な国家は、個々の宗教団体が自らの事項に挙げていふものに独自の見解を披瀝するわけにはゆかな

い。国に \wedge 宗教的・世界観的な中立性 \vee を許容する \langle 世俗的な規準 \rangle は、とりわけ「すべての人に適用される法律の制限の範囲」で実効性をもつ⁽⁸⁰⁾。

五 「自己決定権」の制約

ここで「自己決定権」の制約とは、ワイマール憲法第一三七条三項に規定しているように、「すべての人に適用される法律の制限の範囲」内という文言に対応するものであり、その文言の解釈が問題になる。この文言はワイマール共和制時代にいかに解釈されたのであろうか、これを継承した基本法下の解釈はいかなる状況にあるのか、この問題についても学説（解釈）上、変遷がみられ、一義的に捉えることはできない。

I ワイマール時代の解釈

ワイマール共和国時代のアンシュッツに代表される支配的な方向は、「すべての人に適用される法律の制限」の規定を文言どおりに解釈しようとするものであった。「すべての」という文言は、形容詞としてではなく、実体的に理解すべきであり、したがって「すべての」人に適用される法律は、何人にも適用される法律を意味すること⁽⁸¹⁾は争いの余地のないものとされた。この方式は、それが個人に適用されるにせよ、または集約されるかたちで団体に適用されるにせよ、すべての人を拘束する法を表象するものであり、とりわけ一般的社团法 (allgemeine Vereinsrecht) に表明されているものとされた⁽⁸²⁾。

このような支配的学説は、共和国の最後の年に、J・ヘッケル Johannes Heckerl の批判を浴びることになった。支配的学説は、「すべての人に適用される法律の制限」の範囲内で、それが用いられる体系的関連において、同じ文言にもかかわらず、「異なる意味をもって変化する規定」となることを見逃した。支配的解釈は、国家および宗教団体の関係の個人主義的・自由主義的な視点を前提にしている。すべての結社^{II} 社團に規準となる法律に基づいて、宗教団体の自由を制限することは、その「自律性」が「一般的な市民の自由」の二次的な場合にのみ意味がある。国家と教会との関係では、市民的な平等と自由が問題になるのではなくして、国家が不利益を受けることなく、有力な宗教集団が、どの程度「独自性」が与えられるかという問題に直面して、有力な公的な共同体間に国に境界線を引かせることが問題になる。⁽⁸³⁾

△文化闘争▽の経験の余韻がまだ残っている間に、ワイマール(ライヒ)憲法は、国の教会政策的な立法権の限界線を従来よりも厳格に引いたのである。その際、法律が「すべての人のために」実効性をもつことによって、法的真理が保障されるべきものであるとするならば、これは、簡にして要をえた意味で一般的なもの、すなわちドイツ国民のために判断された法律である。⁽⁸⁴⁾「すべての人に適用される法律」とは、いまや古典的なものと評されているJ・ヘッケルの定義によれば、「教会の自律性を基本的に肯定しながらも、（全国民の立場から）教会の自由の不可欠な制限として承認せざるをえない法律である。換言すれば、政治的・文化共同体および法的共同体としての全国民のために不可欠な法律である。しかもこのような法律のみが承認される」⁽⁸⁵⁾ことになる。

II 基本法下の解釈

1 継承された教会条項の意義変遷

R・スメント Rudolf Smendが、その有名な論考「ボン基本法からみた国と教会」において「基本法第一四〇条が基本法の制定作業の困惑の帰結である」とし、ナチ体制崩壊後に、ワイマール憲法の教会条項が採択された底流に「憲法的背景の変化」があること、その解釈も状況の変化に応じて変化する旨を述べたことはよく知られている。⁽⁸⁶⁾彼の所説は、基本法下の裁判にも理論的にも少なからず影響力を与えた。国家と教会との関係を根本的に新たに直そうとする試みは、「すべての人に適用される法律の制限」についてのJ・ヘッケルの概念規定をより広範に採択し、これを継承していることに現れている。連邦裁判所も、若干修正して、これを自らの判断としている。「すべての人に適用される法律」といっても、一般的な拘束力の要求をもって登場したすべての国の法規がこれに該当するわけではない。むしろ今日、われわれの「社会的法治国家」に、原則として無条件に要請される規制及び特徴をもつ規範のみが「教会の自律性」を限定するものになろう。これは、いかなる法も、教会法も必然的に含む命題であるのか、または教会法によって、黙示的または明示的に肯定され、関連する命題であるのか、そのいずれかであろう。⁽⁸⁷⁾

2 「すべての人に適用される法律」の解釈も可変的

ボン基本法第一四〇条は、ワイマール憲法第一三七条三項一文との関連で、教会の「自己決定権」を認めながら、同時に「すべての人に適用される法律」という制限を課している。基本法に継承された旧来の規定は、当然のことながら、「意味の変化する規定」(sinvarierende Formel)と言われている。⁽⁸⁸⁾というのはこの規定は、同じ文言で「異なる体系的関連で多様な意義」を展開しているからである。先に述べたワイマール時代の支配的学説とはまさに対照的である。

(1) 宗教団体に対する特別法の排除

ボン基本法第一四〇条に継承されたワイマール憲法第一三六条一項は、「市民および公民としての権利・義務は、
 宗教の自由の行使によつて条件づけられ、制限されることはない」と規定しているが、この条項のもとにおける基
 本法第四条二項の「宗教行事の自由」と同様に、宗教団体の「自己決定権」は、ワイマール憲法第一三七条三項一
 文との関連で基本法第一四〇条により、「すべての人に適用される法律」という制限」という留保のもとに保障され
 ている。ここでいう「すべての人に適用される法律」もまた、「一般法律」であつて、宗教団体に対する特別法は
 排除されている。ここで問題になつてゐる法律は、何人にも同じ意味をもつように宗教団体にとつても意味をもつ⁸⁸⁾
 排除されている。ここで問題になつてゐる法律は、何人にも同じ意味をもつように宗教団体にとつても意味をもつ⁸⁹⁾。

通常、教会が国の法律に拘束されることは異論の余地がない。ワイマール憲法第一三七条三項における「すべて
 の人に適用される法律」の制限は、基本法第五条二項の制限条項と同じ機能と意義をもつてゐる。この条項によれ
 ば、意見およびプレス（新聞）の自由は、自らの制限を「一般法律」という規定のなかで課してゐる。いずれの場合も規制
 の方策は一致してゐる。いずれの制限も、両者に最善の効果をもたらすように、二つの法益を事実上相互に調整す
 るように同じ意味をもつてゐる。ここで教会と国は、それぞれ固有の任務を相互に独立して寛大に調整する関係
 を保持してゆかなければならない。ここでも法律の留保のもとにあるその他の自由権と根本的には異なることのない
 憲法解釈の問題が重要な問題になつてくる。⁹⁰⁾

すなわち連邦共和国の裁判、関連文献も、先に述べたように、J・ヘッケルの概念規定を長年にわたつて適用して
 きた。⁹¹⁾彼の言うような「法律」⁹²⁾がその根底にあつた。もちろん——これまでのナチ経験が示しているように——、
 文化的共同体および法的共同体としての国民が国の全体秩序のためにある特定の「法律」を不可欠なものとして説
 明される場合も起り得る。たとえば人種法⁹³⁾ (Rassengesetze) がそれである。このような特別法は教会には到

底受け入れがたいものであった。ナチ政府の採った「国家と教会との強制的同質化政策」がワイマール体制崩壊の悲劇を招いた導火線の一つになったことはわれわれの記憶にあたらしい。

(2) 「自己決定権」と教会の「自己理解」

連邦憲法裁判所の裁判は、すでに述べた一九六五年二月一七日の決定を出発点として別個の途を歩んだ。この決定によれば、国は、ワイマール憲法第一三七条三項との関連で基本法第一四〇条の規定をもって、その本質上、国から独立し、その権力も国に由来しない「自己決定権」をもつ制度としての教会を認めている。その結果、国は教会の内部状況には介入しえないことになっている。⁽⁹⁴⁾ 国が、国の領域でいかなる直接的な法的効力も及ばない教会内部の措置について、基本法と合致しているか否かを審査する権限を、もし自らの裁判所に与えることになれば、この憲法によって承認された教会権の「独自性」および「独立性」が縮減されることになろう。したがってその限りでは、教会は、その「自己決定権」の領域で、「すべての人に適用される法律」(ワイマール憲法第一三七条三項との関連で基本法第一四〇条の意味で)に拘束されることはないであろう。⁽⁹⁵⁾ 連邦憲法裁判所は、その後の裁判において、この見解を確認した。一九七六年九月二二日の決定では、国の権限領域で直接的な法的効力をもたない規制——そこで間接的な効力をもつ場合——は、教会の内部的な問題をそのままにするであろうと補足している。⁽⁹⁶⁾

ここで「すべての人に適用される法律の制限」の方式が「固有の」事項の「処理」および「管理」に適用されるならば、その限りで、この方式は、一九七六年九月二二日の判決のなかで表明されているように、若干の基本権の保障における「一般法律」留保の意味で理解することはできない。また〈意見表明の自由〉(基本法第五条二項)を制限する意味の「一般法律」でも理解することはできない。⁽⁹⁷⁾ 「すべての人に適用される法律」には、何人に対する法律とも同じ意味をもつ法律が教会には考慮の対象になる。特定の法律が何人に対しても適用されないように教

会にも適用されないとすれば、教会としての特殊性において、より厳しいその「自己理解」において、とりわけその精神的・宗教的任務に限定して、通常の名宛て人とは異なるものとなり、その限りでいかなる制限にも服しないことになる。⁽⁹⁸⁾

(3) 国家と教会の友好的共生

連邦憲法裁判所は、一九八〇年三月二五日の判決において、その時以降、ワイマール憲法第一三七条三項一文の制限条項を前面に適用する広範な原則を展開してきた。その後、この規定は、〈国家と教会との友好的な共生〉の不可避的な要請——その底流においてキリスト教的伝統に深く根ざしていることを認めざるを得ない——に照らして、教会による「固有の」事項の独自の「処理」と「管理」を保障し、また、その他の共同体のために意義のある法益の国の保護をも保障した。この変遷の効果は、それに対応する利益考量によって量られる。その際、教会の「自己理解」では、それが、基本法第四条一項より不可侵なものとして保障された「信仰及び信仰告白の自由」の領域に根拠をおくものであり、基本法第四条二項によって保護された「宗教的行事」において具体化されるならば、特別な重要性が与えられる。⁽⁹⁹⁾

最近の論考も、ヘッケル方式を回避している。それは本質的に三つの基本的方向で区別される。それは部分的には憲法裁判所の裁判を擁護するものであるが、最も重要な点で問題を回避している。

ワイマール時代の支配的学説は、ワイマール憲法第一三七条三項が国の立法機関に対し、その規制権を制限しようとするものではない、とする見解に対応している。その学説は、ただ教会に対し特殊性を排除するものでない。

「すべての人に適用される法律」は、基本法第五条二項の意味における「一般法律」と同じ意味をもっている。⁽¹⁰⁾

合理的な枠付けを拒否することの危険性、とくに国の主権性を放棄すること、明確な法的規準を無統制な評価に有利に解消することは、ワイマール時代の支配的学説に逆行する方向を求めことになる。それは、当然、「すべての人に適用される法律」が、その内部的な領域で効力をもたず、またもってこなかったが、その法律は、教会および宗教団体の行動が外に向かつて効果をもつ、その限りにおいてのみ、実効性を要請するという規準をとまなうことになった。この意味で、H・クヴァリツチ Helmut Quaritschは、憲法そのものとともに、国の議会もしくは議会の授権の範囲で、国の執行部により合憲的に作定された法規を「すべての人に適用される法律」と称することになる。その際、限定された法規の合憲性を要請すること、とくにワイマール憲法第一三六条以下との関連で基本法第一四〇条との一致を求めることは、宗教団体の圧力を排除することになる。⁽¹⁰⁾

その意義は、それが、自由の保障と「すべての人に適用される法律」との内部的な事実関係を欠いているが故に、またその限りで、充分なものとしては考えられない。この関連性は、比較考量を必要とする。一方では、教会の「独自性」とさらに教会「活動の自由」が、他方では、「国の共通の福祉の責任」が、〈国と教会との友好的な共生〉のために、〈教会の自由〉と〈国の介入〉(staatlicher Ingrenz)との間に適正な規準が見いだされるように相互に関連をもつように考慮しなければならない。教会の「自己決定権」に制限を課する、すべての人に適用される法律は、したがって、〈宗教的かつ世界観的に中立的な政治共同体〉における「国家と教会の友好的な共生」の不可避的な要請に対応するものであるが、それ以上のものでない。その際、このような考量の課題は、困難にぶつかることがあり得る。しかしながらこれは克服できないものではなく、基本法第五条に対応する裁判で、よく知られて

(102)
いる。

おわりに

ここ数年來、ドイツの宗教生活にとって特徴的なことは、数多くの新興「宗教的団体」(そのなかにはエセ pseudo という形容詞を付けざるをえないものがある)ないし「世界観団体」が存在することである。⁽¹⁰³⁾「宗教団体」とともに「世界観団体」についても、「自己理解」がどの程度考慮されるのかという問題に逢着する。またその前提として「宗教」と「世界観」の概念の差異も明らかにしなければならぬ。「宗教」が世俗△超越▽ (Transzendenz) 的なものであり、「世界観」が世俗△内在▽ (Immanenz) 的な範疇で捉えられとしても、両者は、煩わしく重層的である。ワイマール憲法制定後間もなく、すでに両者を区別することは、「きわめて難しく、実際に不可能である」ことが認識された。⁽¹⁰⁴⁾

「世界観団体」は、「宗教団体」と同様なかたちで「自己決定権」の担い手になりうるのか、基本法上、「宗教」と「世界観」は、同じく扱われた条項(基本法第四条一項、第七条五項、ワイマール憲法第一三七条との関連で基本法第一四〇条)にたいし、別個に扱われた条項(基本法第三条三項、第七条二項および三項、ワイマール憲法第一三六条との関連で基本法第一四〇条、ワイマール憲法第一四一条との関連で基本法第一四〇条)が対置していることを踏まえたうえで検討すべきであろう。⁽¹⁰⁵⁾

(1) 二文は、宗教団体の役職授与権を認めたものであるが、*ニカンペンハウゼン*の指摘しているように、基本法体制のもとでは、「教会の役員

員の任命及び組織上の措置における国の協力権は、条約上の合意に基づいている」(v. Mangoldt/Klein/v. Canppenhausen, GG Art.

- 26 (1968), S. 5, 37; Hollerbach, VVDStRL 26(1968), S. 57, 65.
- (10) Hesse, *Freie Kirche im demokratischen Gemeinwesen. Zur Gegenwartslage des Verhältnisses von Staat und Kirche in der Bundesrepublik*, *Zeitschrift für evangelisches Kirchenrecht (ZevKR)*, 11(1964/65), 337, 334.
- (11) Hesse, a. a. O., S. 337, 345. in : Stefan Muckel, *Religiöse Freiheit und staatliche Letztentscheidung, Die verfassungsrechtlichen Garantien religiöser Freiheit unter veränderten gesellschaftlichen Verhältnissen*, 1997, S. 1. Vgl. Karl Rahner, *Die Chancen des Christentums*, in : *Das freie Wort in der Kirche. Zwei Essays*. Einsiedeln, 1953. Vgl. etwa *Senatsverwaltung für Jugend und Familie (Hrsg.)*, *Information über neue religiöse und weltanschauliche Bewegungen und sogenannte Psychogruppen*, Berlin 1994. 「*若者セクト*」(Jugendsekten) 又は 「*若者宗教*」(Jugendreligionen) について、Friedrich-Wilhelm Haack, *Jugendreligion, Ursachen, Trends, Reaktionen*, München 1979, S. 7ff.; Ralf Bernd Abel, *Inhalt und Grenzen der Religionsfreiheit in Bezug auf die „neuen Jugendreligionen“*. Eine Untersuchung aus verfassungsrechtlicher Sicht. Diss. jur. Hamburg 1981, S. 2 Fn. 2 など多くの文献が存在する。これらの用語は必ずしも統一されていない。Vgl. Muckel, S. 3 Fn. 12. 邦語文献としては、井上典之「ドイツの Jugendreligion をめぐる憲法問題」(一九九五年・宗教法第一四号)一〇五頁以下参照。大石眞「憲法と宗教制度」(一九九六年・有斐閣)一五四頁以下参照。
- (12) Vgl. Muckel, a. a. O. 一九六〇年代における人々の教会及びキリスト教にたいする態度については、Harenberg, *Was glauben die Deutschen? Emnid-Umfrage*, 1968.
- (13) Muckel, a. a. O.
- (14) 先の国法学者大会で報告した M. ベツケルがこの「世俗化」についてとりあげている。Vgl. *Zur Begriff der Säkularisierung und seinen verschiedenen Bedeutungsvarianten*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte (ZRG)*, Kanonistische Abteilung (Abt.) 98 (1980), S. 1ff.
- (15) フルター・カスパー Walter Kasper が一九九二年九月二十四日、フルダのドイツ司教会議の秋総会の神事仕礼拝における説教でこのように評価した。Pfarramtsblatt 1922, S. 344. in : Muckel, a. a. O., S. 2 Fn. 8. なお、一九九一年に実施された国民の世論調査では、新連邦諸ラント(旧東ドイツ)の、いずれの宗派にも、属しない者の数が六四・六%に及ぶことが明らかになった。この数値は、教会議をもたない者と推定されるが、彼らすべてが無神論者であると解することは問題があろう。ともあれ世論調査によれば、人々の五・六%がカ

- トリックであり、回答者の二七%が自らをアロケスタントと表明した(社会科学者の一般住民世論調査「Erfrage der ALLBUS-Reihe [allgemeine Bevölkerungsumfrage der Sozialwissenschaften]»)。これについては、一九九二年ベルギー通信四五三頁以下参照。Vgl. Muckel, a. a. O., S. 2. Fn. 9.
- (16) Statistische Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland 1994, S. 51, 104f.
- (17) Vgl. Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart, neue Folge (JÖR N. F.) 1 (1951), S. 889ff. 基本法第一四〇条にワイアール憲法の教会案項が挿入されたことについては、スメントが指摘しているように、基本法の制定作業の困惑の帰結であるとしても、「困惑の結果」とする見解をめぐり論争が行われた(清水・前掲書三三三頁以下参照)。
- (18) この点は、BverfGE (=Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts) 19,206 (219), すなわち一九六五年一月四日の連邦憲法裁判所「第一部」判決第一九卷二〇六頁(二一九頁)で明確に述べられている。同趣旨のことは、一九八五年六月四日連邦憲法裁判所「第二部」判決集[BverfGE 70, 138 (167)]参照。
- (19) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 522.
- (20) 清水・前掲書五三八頁以下参照。
- (21) Vgl. Godehard Josef Ebers, Staat und Kirche im neuen Deutschland. München 1930, S. 108ff.
- (22) Joseph Listl, Verbots- und Auflösungsmöglichkeit von Religions- und Weltanschauungsgemeinschaften bei verfassungsfeindlicher politischer Betätigung, in: DöV 1973, S. 186f.; ders., Das Grundrecht der Religionsfreiheit in der Rechtsprechung der Gericht der Bundesrepublik Deutschland, Berlin 1971, S. 367.
- (23) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 523.
- (24) この趣旨のことは、一九六五年一月四日、すなわち連邦憲法裁判所「第一部」判決集[BVerfGE 19, 129 (132)]のみならず、同年一月四日同判決集の206 (215)]で言及されている。このほか一九六八年一月六日の同裁判所「第一部」判決集[24,236 (245f.)]および一九九一年二月五日同裁判所「第二部」判決集[83,341 (354)]を参照。
- (25) Vgl. Martin Heckel, Die Kirchen unter dem Grundgesetz, in: VVDStRL 26 (1986), S. 12 und 126f. (Diskussion), ヴッケンヘルズの質問に対するヴェッケルの答弁参照。

- (26) A. Hollerbach, Die Kirchen unter dem Grundgesetz, in: VVDStRL 26 (1986), S. 60 und 128. (Diskussion). カンキーンに對するホーネマンの答弁参照。
- (27) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 524. 同をVgl. Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 19. Aufl., Heidelberg 1993, Rdn. 279ff. 邦題として国部監訳館版・コントル・クンツ「西ドイツ憲法綱要」(一九八三年・日本評論社) 一四三頁以下参照。
- (28) Gerhard Anschütz, Die Verfassung des deutschen Reichs vom 11. August 1919 (Reichsverfassung), 14. Aufl., Darmstadt 1960, Anm. 5 zu Art. 135 (S. 620f.); Ebers, Staat und Kirche (Anm. 6), S. 154, in: Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 525.
- (29) 現代の文化的かつ社会的國家の「自由主義的・多元主義的・宗教的・中立的な國家教会法における「開かれた」世俗的な枠組み方式」としての憲法上保障された「宗教の自由」はすべての國民およびすべての宗教に保障される。Vgl. Martin Heckel, Die Vereinigung der evangelischen Kirchen in Deutschland (Die Vereinigung), Tübingen 1990, S. 132ff. クンツルは「宗教団体が社会の大きな部分を担うものとして、その社会的な存在および活動に順応してゐる」としてゐる。
- (30) ヘルリン、ハンブルグ、ニーダーザクセン及びシュレスヴィッヒ・ホルシュタインの諸憲法は、関連規定を拒んでゐる。Vgl. Hesse, a. a. O., S. 526, Fn. 17.
- (31) 以下「旧西ドイツのラント憲法」のことは、Beck-Texte, Verfassungen der deutschen Bundesländer, 5. Aufl. 1995を参照。バイエルン憲法第一四二条三項二文及び三文(A. a. O., S. 159)「フランクンブルク憲法第三六条二項(A. a. O., S. 239)」「プルーメン憲法第五九条二項(A. a. O., S. 289)」「クッセン憲法第四九条(A. a. O., S. 359)」「ノルトライン・ヴェストファーレン憲法第一九条二項(A. a. O., S. 473)」「ラインラント・ファルツ憲法第四二条二項及び三項(A. a. O., S. 511f.)」「ザールラント憲法第三五條二項(A. a. O., S. 557)」「ザクセン憲法第一〇九條二項(A. a. O., S. 618)」「ザクセン・アンハルト憲法第三三條二項(A. a. O., S. 654)」「バーデン・ヴュルテンブルク憲法は、第五條に基本法第一四〇條をラント憲法の構成部分である旨を明らかにしてゐる(A. a. O., S. 92)」。チューリンゲン憲法第四〇條も同じである(A. a. O., S. 712)。また基本法第一四〇條と同じ文言がメックレンブルク・ポンメルン憲法第九條一項(A. a. O., S. 401.)にみられる。Vgl. Hesse, a. a. O., S. 526, Fn. 18.
- (32) ラインラント・ファルツ憲法第四一條二項において「すべての適用される法律の制限」という文言が欠けているが、三項で教会及び宗教団体が「すべての者に実効的な義務」(Beck-Text, a. a. O., S. 512.)に拘束される旨が規定されている。ザール憲法第三五條二項

- (Aa. O., S. 557) の類似の方法をとっている。
- (33) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 527. 詳言すれば、「バーアン教会条約第一条一項、ニーダーザクセン教会条約第一条二項一文、シュレスヴィヒヒールホルシュタイン教会条約第二条一項、ヘッセン教会条約第一条二項及び三項、ラインラント＝フアルツ教会条約第二条一項及び二項とメックレンブルク＝フォアポンメルンとメックレンブルク福音主義ルター派教会及びポンメルン福音主義ラント教会との条約第一条二項に見られる。これらの条約の当事者でないラント教会にとっては条約上の規定が欠けている。
- (34) Anschutz, Reichsverfassung Ann. Zsu Art. 137 (S.653). 同頁の注(一)で明らかにしているように、「宗教団体」の概念上の構成要件は「神」すなわち人格神への信仰であること」としている。これは宗教の本質に係わる事項である。「あらゆる面から遂行する」という標識も、その対象が「共通の信仰箇条によつて提示された任務」(Gemeinsame Bekennnis Gestellten Aufgabe)であるから、経済的ないし政治的な目的に利用することは許されなむと見るべきであろう。
- (35) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 534.
- (36) BVerfGE 83, 341 (353)。この一九九一年二月五日の連邦憲法裁判所【第二部】判決では、イスラム系の「バーハイ」派に関して、「ある共同体が自ら宗教ないし宗教団体であると信奉する主張および自己理解だけで、この宗教およびその宗教団体の構成員のために、基本法第四条一項および二項の自由の保障を援用することを正当化することはできない。宗教およびその宗教団体が問題になるのは、実際にその精神的な内容および現象形態による」旨が述べられている。
- (37) 一九七七年一〇月一日連邦憲法裁判所【第二部】判決集 [BVerfGE 46, 73.] を参照。
- (38) Josef Jurina, Die Religionsgemeinschaften mit privatrechtlichem Rechtsstatus, HdbStKirchR Bd. I, S. 701-702. 一九九一年二月五日の連邦憲法裁判所【第二部】判決集 [BVerfGE 83, 341 (354.)] を参照。
- (39) Jurina, a. a. O., S. 702. Vgl. A. Fhr. von Campenhausen, Religionsfreiheit, Rdnr. 74, in: Handbuch des Staatsrechts Bd. VI, 1989.
- (40) Jurina, a. a. O.
- (41) Vgl. v. Campenhausen, ebd., Rdnr. 74. Jurina, a. a. O.
- (42) Jurina, a. a. O., S. 702-703. 一九七六年九月二一日連邦憲法裁判所【第二部】判決集 [BVerfGE 42, 312 (332)] および一九八〇年三月二五日同裁判所【第二部】判決集 [BVerfGE 53, 366 (401.)] を参照。

- (43) Jurina, a. a. O., S. 703. 一九六五年二月十七日連邦憲法裁判所【第一節】判決集 [BVerfGE 18, 385 (386.)] 参照。
- (44) Erwin Fischer, Volkskirche Ade! Trennung von Staat und Kirche, 4. völlig neu bearbeitete Auflage, 1993, S. 107. カンケンハウゼンも、「自己決定権」は、その団体が公法上の団体の権利を享有しているとか、私法上の団体であるとか、権利能力を欠いているとかに係わりなくすべての宗教団体に認められるとしている (v. Campenhausen, GG Art. 140/Art. 137 WRV Rn. 25.)。
- (45) Muckel, a. a. O., S. 192.
- (46) 一九七七年一〇月十一日連邦憲法裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 46, 73, 85.] を参照。これに類似するものに、一九八〇年三月二十五日同裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 53, 366, 391]、一九八一年二月十七日同裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 57, 220, 242] および一九八五年六月四日同裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 70, 138, 162.] 参照。
- (47) 一九七七年一〇月十一日連邦憲法裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 46, 73, 74.] 参照。in: Muckel, a. a. O., S. 193.
- (48) A. a. O., S. 184.
- (49) Preuss OVG (= Preussisches Oberverwaltungsgericht) 82, 196 [204f.].
- (50) Anschütz, Reichsverfassung, Anm. 4 zu Art. 137 (S. 635f.). in: Hesse, a. a. O., S. 538.
- (51) Godehard Josef Evers, Staat und Kirche im Neuen Deutschland, München 1930, § 15 S 258.
- (52) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 539.
- (53) 一九六五年二月十七日連邦憲法裁判所【第一節】判決集 [BVerfGE 18, 385] 参照。
- (54) Hesse, a. a. O.
- (55) BVerfGE 18, 385 (387).
- (56) 一九八五年六月四日連邦憲法裁判所【第二節】判決集 [BVerfGE 70, 138 (165).] 参照。
- (57) BVerfGE 70, 138 (165).
- (58) この問題については、Axel Isak, Das Selbstverständnis der Kirchen und Religionsgemeinschaften und seine Bedeutung für die Auslegung staatliches Recht, Berlin 1994. 参照。この用語の判決上の事例は S. 29ff に詳しい。
- (59) Hesse, HdbStKirchR Bd. I, S. 540. Vg1. BVerfGE 42, 312 (344).

- (60) M. Heckel, Die Vereinigung, S. 127.
- (61) Hesse, HbStKirchR Bd. I, S. 540. Vgl. BVerfGE 57, 220 (243).
- (62) Vgl. Muckel, a. a. O., S. 186-7. 今の草案は「ドイツの宗教団体の組織」Joachim Wieland, Die Angelegenheiten der Religionsgesellschaften (Angelegenheiten), in Der Staat 1986, S. 346. に示される。
- (63) Hesse, HbStKirchR Bd. I, S. 540-541.
- (64) A. a. O., S. 541.
- (65) A. a. O.
- (66) Muckel, a. a. O., S. 184.
- (67) Wieland, Die Angelegenheiten, S. 321, 328.
- (68) A. a. O., S. 321, 327, 347f. in: Muckel, a. a. O., S. 186. ムツケルは「ワイーラントの問題提起の意味を分析し、理解を示して」
59°
- (69) Wieland, a. a. O., S. 321, 346.
- (70) ムツケルは「ワイーラントが、自らのテーゼに矛盾する限り、自己決定権は、宗教団体にのみ及ぶが、その他の宗教的な結合体 (Zusammenschlüsse) なる組織はそれの担い手になり得ない」(Muckel, a. a. O., S. 186. 注428. 参照)としたことに注目する。
- (71) Wieland, a. a. O., S. 321, 343.
- (72) A. a. O. in: Muckel, a. a. O., S. 186.
- (73) A. a. O. in: Muckel, a. a. O., S. 186-187.
- (74) Wieland, a. a. O., S. 342. in: Muckel, S. 187. 今のワイーラントの論考でも「アンシュッツの「宗教団体」の定義が引用されているが、「宗教団体」と「宗教的な結社」(「社団」)とが区別されたことにも影響されているように思われる。
- (75) v. Mangoldt/Klein/v. Canppenhausen, GG Art. 140/Aer. 137 WEV Rn. 29. 今の点については「清水」ドイツにおける宗教団体とその紛争処理」佐藤幸治他編「現代国家と宗教団体」(一九九二年・岩波書店)一八九頁以下参照。
- (76) BVerfGE 18, 385.

- (77) 此の問題については Hesse, a. a. O., S. 538ff.
- (78) Muckel, a. a. O., S. 192. Fn. 473. Vgl. A. a. O., S. 184. Fn. 414f. フラインシャーもマイラントの論考を支持している。Fischer, a. a. O., S. 113ff.
- (79) Muckel, a. a. O., S. 192.
- (80) A. a. O.
- (81) Anschütz, Reichsverfassung, Anm. 5 zu Art 137 S, 636.
- (82) Ebers, Staat und Kirche, S. 292. in : Hesse, a. a. O., S. 544.
- (83) Hesse, a. a. O., S. 545.
- (84) Johannes Heckel, Das staatskirchenrechtliche Schrifttum der Jahre 1930 und 1931, in : VerwArch. 37 (1932), S. 282ff. Vgl. Hesse, a. a. O. なお Johanne Heckel は Martin Heckel の論文であり、父子ともにドイツを代表する教会法学者である。
- (85) Johannes Heckel, a. a. O.
- (86) 清水・前掲書 三三六頁以下参照。
- (87) Hesse, a. a. O., S. 545-546.
- (88) v. Mangoldt/Klein/v. Campenhausen, GG Art. 140/Art. 137 WRV Rdn. 123.
- (89) 一九七六年九月二一日連邦憲法裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 42, 312, 334] および一九八三年十二月二三日同裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 66, 1, 20] 参照。in : Muckel, a. a. O., S. 276. v. Mangoldt/Klein/v. Campenhausen はこの判決に対して批判的態度を示した。Vgl. v. Mangoldt/Klein/v. Campenhausen, GG Art. 140/Art. 137 WRV Rdn. 123.
- (90) v. Campenhausen, a. a. O. (Anm. 123.); ders., Der Rechtsschutz der kirchlichen Bediensteten, Ruppel-FS, 262, 271.
- (91) v. Mangoldt/Klein/v. Campenhausen, GG Art. 140/Art. 137 WRV Rdnr. 124.
- (92) J. Heckel, „Das für alle geltende Gesetz“ in : ders., Gesammeltete Aufsätze, Hrsg. von Siegfried Grundmann. Köln, 1964, S. 590, 593. in: Campenhausen, a. a. O.
- (93) 他方、建築法、警察法または関税法は教会に拘束力をもった。

- (94) 一九六五年二月二七日連邦憲法裁判所〔第一部〕判決集 [BVerfGE 18, 385 (386).] 参照。in: Hesse, a. a. O., S. 546.
- (95) BVerfGE 18, 385 (387f.). in: Hesse, a. a. O.
- (96) 一九七六年九月二一日連邦憲法裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 42, 312, 334f.], 一九八三年二月二三日同裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 66, 1 (20)] および一九八六年五月一四日同法裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 72, 278 (289)] 参照。in: Hesse, a. a. O., S. 546.
- (97) BVerfGE 42, 312 (333). in: Hesse, a. a. O., S. 547.
- (98) BVerfGE 42, 312 (334). in: Hesse, a. a. O.
- (99) 一九八〇年三月二五日連邦憲法裁判所第二部判決集 [BVerfGE 53, 366, 401], 一九八三年二月二三日同裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 66, 1 (22)], 一九八五年六月四日同裁判所判決 [BVerfGE 70, 138 (167)] および一九八六年五月一四日同裁判所〔第二部〕判決集 [BVerfGE 72, 278 (289)] 参照。
- (100) Ulrich Preuss, in: Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland (Alternativkommentar). Bd. 2, 1984, Art. 140 GG/Art. 136-139, 141 W RV, Rdn. 27f. in: Hesse, a. a. O., S. 548. Fn. 89.
- (101) Quaritsch, Kirchen und Staat, S. 288ff. in: Hesse, a. a. O., S. 548.
- (102) Hesse, a. a. O., S. 548-549.
- (103) Muckel, a. a. O., S. 2. 「セクト」ならし「若者セクト」もしくは「若者宗教」なる概念のもとに総括される団体については、注(11)参照。
- (104) Muckel, a. a. O., S. 136-137. 哲學的、宗教學的小よび神學的小な視点から、世俗△超越△的なものゝ世俗△内在△的なものを區別するこゝろはよくついでている。
- (105) A. a. O., S. 136.